

■平成24年産米作付にあたり、町民の皆様へのお願い

①水田の吸収抑制対策実施について

3月下旬からJAと雇用契約を締結したオペレーターが24年産米を作付する水田に「ゼオライト」と「ケイ酸カリ」を散布します。水田周辺に飛散しないよう細心の注意を図りながら作業を行いますが、天候の急な変化などによっては、隣接する土地に飛散することがあるかと思います。24年産米を作付するためには今回の散布作業が必要不可欠になりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 「ゼオライト」・・・土壌溶液中に溶出した置換性セシウムを吸着し、稲体に吸収されにくくする効果があります。
- 「ケイ酸カリ」・・・セシウムはカリウムと似た性質を持つことから、カリウムを施用することで相対的にセシウムの吸収を抑制する効果があります。

②田植え時期の除染自粛について

水稲を作付するためには「水」が必要不可欠です。特に田植えが本格的に始まる5月には多くの水が必要になります。23年産米から放射性セシウムが検出された要因としては、土壌中の「カリ」が不足していることなどが指摘されていますが、少なからず水も何らかの形で影響を及ぼしているものと考えられます。

住宅や道路の除染で洗い流された放射性セシウムが水路を經由し、水口から水田内に流入することを極力避けるため、田植えが本格的に開始される5月前後には、住宅や道路等の除染は出来る限り控えてくださるようお願いいたします。

～水田農家の皆様へ～

24年産米作付時の留意点

- ①掘払いを行うときは、雨などで水路内に泥が再流入しないよう、水路内の汚泥を土のう袋などに入れて近くに仮置きするなどの対応をお願いいたします。
- ②大雨時は、町道、農道や路肩、山林表層の放射性セシウムを含んだ雨水が水路に流れた後、水田内に流入することが想定されますので、大雨の後は、出来るだけ水田内に水を流入させないようきめ細かな対応をお願いいたします。

◆問い合わせ 産業振興課 ☎585-2986

■果樹のせん定枝の取扱い

①せん定枝の野外焼却（野焼き）

放射性物質を含む果樹のせん定枝を野焼きすると、飛灰などとともに放射性物質の一部が周囲に拡散する可能性があり、残った灰にも放射性物質が高濃度に濃縮され取り扱いに注意が必要となるおそれがあるので、野焼きは控えてくださるようお願いいたします。

果樹のせん定枝の「野焼き」は控えていただくようお願いいたします。

②廃棄物としての処分

焼却施設等の受け入れ体制が整備されたり仮置き場が設置されるなど対処方法が明らかになるまでは、耕作していない農地や樹園地の一画等を利用し、一時保管をお願いいたします。

③せん定枝等の一時保管方法

一般のせん定枝等（一般廃棄物）や除染等の措置に伴い生じたせん定枝等（特定一般廃棄物）を一時保管する際は、集めたせん定枝等から放射性物質が飛散したり、放射性物質を含んだ水が地下に浸透しないよう注意してください。

特に、除染等の措置に伴い生じたせん定枝等（特定一般廃棄物）は、「除染廃棄物関係ガイドライン（環境省）」により、適切に保管してください。

「除染廃棄物関係ガイドライン（環境省）」には、保管場所（掲示板やロープによる囲いの設置など）や廃棄物の飛散・流出防止等（防水シート等の利用など）の保管基準が掲載されています。保管する廃棄物の種類や保管する期間に応じて適切な保管方法で保管をお願いします。

④有機質資源としての農地への利用

せん定枝等が発生した当該ほ場に還元施用することは可能です。

しかし、汚染程度が高いと判断される場合は、樹体への吸収の可能性（果実への影響）を考慮し、還元施用は行わずに、耕作していない農地や樹園地の一画等を利用して一時保管をお願いします。

また、せん定枝やせん定枝を利用した堆肥等は、暫定許容値以下であることが確認できれば、利用が可能です。

なお、樹園地にせん定枝やせん定枝を利用した堆肥等を施用する場合は、表面施用とし、すき込むことは避けてください。

◆問い合わせ 産業振興課 ☎585-2986

■環境放射能測定結果

①各地の放射線量率（単位：マイクロシーベルト/時）

地区	測定場所	測定条件	3/21
小坂	小坂農村総合管理センター（土）	1m	0.42
小坂	泉田中集会所（土）	1m	0.82
藤田	石母田財産区事務所（アスファルト）	1m	0.53
藤田	観月台文化センター（芝生）	1m	1.38
森江野	上野台運動公園管理棟（アスファルト）	1m	0.87
森江野	森江野町民センター（アスファルト）	1m	0.56
森江野	塚野目集会所（アスファルト）	1m	0.95
大木戸	大木戸ふれあいセンター（土）	1m	1.03
大木戸	貝田駅（土）	1m	0.92
大枝	国見東部高齢者等活性化センター（土）	1m	0.25

食品中の放射性物質の基準値が新しくなります

平成24年4月から、食品中の放射性セシウムについて、暫定基準値から新しい基準値になります。詳しくは、3月27日に全戸配布する消費者庁のチラシをご覧ください。

◆問い合わせ
消費者庁消費者安全課
☎03-3507-9280

②保育所・幼稚園・小学校・中学校の

放射線量率（単位：マイクロシーベルト/時）

区分	測定場所	測定条件	3/22
保育所	藤田保育所	50cm	0.22
	小坂季節保育所	50cm	0.29
	森江野季節保育所	50cm	0.26
	大枝季節保育所	50cm	0.13
幼稚園	藤田幼稚園	50cm	0.36
	森江野幼稚園	50cm	0.23
小学校	小坂小学校	50cm	0.15
	藤田小学校	50cm	0.15
	森江野小学校	50cm	0.20
	大木戸小学校	50cm	0.16
	大枝小学校	50cm	0.14
中学校	県北中学校	1m	0.12

③農地の放射線量率

（単位：マイクロシーベルト/時）※測定は、地上高1mで実施

測定地点	栽培作物	3/21
小坂	リンゴ	1.39
小坂	モモ	1.40
藤田	プラム	1.01
藤田	キュウリ	0.95
藤田	モモ	1.14
大木戸	サクランボ	0.90
大木戸	りんご	0.77
大枝	カキ	0.74
大木戸	モモ	0.78
大枝	モモ	0.78
森江野	モモ	1.00
森江野	モモ	1.34

観月台文化センター内で受付している「自家用農産物に含まれている放射性物質の測定結果」については、平成23年8月29日から平成24年3月23日まで受付・測定した結果を町ホームページで公表していますのでご覧ください。なお、ホームページを閲覧できない場合は、産業振興課までご連絡ください。

◆問い合わせ 産業振興課 ☎585-2986